

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、前年度の自治体における全ての会計の決算状況を包含した財政健全化における4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）は次のとおりです。

### 本町の令和元年度の4つの健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
九重町	— 〔△10.87%〕	— 〔△14.60%〕	5.8%	— 〔△180.1%〕
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業会計（水道特別会計）の、前年度における経営健全化を判断する資金不足比率は次のとおりです。

### 本町の令和元年度の資金不足比率

	資金不足比率
九重町	— 〔△16.2 %〕
経営健全化基準	20.0 %